

○ 室蘭市火災予防条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備に係る基準及び固体燃料を使用した火気設備の離隔距離に関する基準に関して所要の改正を行うもの

2. 条例改正の概要

(1) 蓄電池設備に係る基準の見直しに関する事項

ア 蓄電池設備の基準について、同じ容量（単位：アンペアアワーセル）であっても、蓄電池の種別により電力量（単位：キロワット時）が異なることから、条例基準の対象を4,800アンペアアワーセル以上から10キロワット時超（安全基準が講じられていれば20キロワット時超）とするよう単位を変更するもの

イ 耐酸性の床上・台上に設けなければならない基準を開放形鉛蓄電池に限ることとするもの

ウ 屋外に設ける蓄電池設備について、キュービクル式のものとしていたが、雨水等の浸入防止措置が講じられた筐体に収められたものとするもの

エ 屋外に設ける蓄電池設備のうち、キュービクル式等の延焼防止措置が講じられたものではない設備については、建築物から3メートル以上の距離を保つこととするが、不燃材料で造られた外壁には適用除外とするもの

(2) 固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離に関する事項

薪や木炭などの固体燃料を使用する厨房設備に係る評価方法が定められていなかったため、既存の厳しい基準が求められ設置の支障となっていたが、新たに固体燃料を使用する炭火焼き器に関する基準を定めるもの

ア 炭火焼き器と壁・柱等の周辺の可燃物との間に必要な離隔距離
側方・前方・後方は50センチメートル以上、上方は100センチメートル以上

イ 不燃材料で有効に仕上げた場合の炭火焼き器に必要な離隔距離
側方・後方は30センチメートル以上、上方は80センチメートル以上

3. 施行期日

令和6年1月1日から施行する。